

●関係機関等との意見交換会の実施について

〔平成 27 年 7 月 24 日  
日本学術会議第 216 回幹事会決定〕

日本学術会議は、学術と社会とのコミュニケーションの結節点としての役割を發揮するため、各府省、経済団体、メディア関係者等の関係機関等との意見交換会を随時実施することとする。

意見交換会の実施に当たっては、会長は、会員及び連携会員の中から適当と認める者に出席を求めることができるものとする。

附則

この決定は、決定の日から施行する。